

愛媛県デジタルマーケティング・インバウンド誘客促進業務に関する措置請求
(受付日：令和3年4月15日)

1 請求内容（要旨）

愛媛県知事が、愛媛県デジタルマーケティング・インバウンド誘客促進業務に係る業務委託料として、(株)XPJPに対して、平成30年度分として支出した92,988,000円の返還を命じることを怠る行為は違法である。

よって、本件請求人は、同社に対し上記金額を愛媛県に返還するよう命じることを求めるほか、違法な公金支出について責任を有する者に対して、本件事業の変更又は中止及び当該損害の補填その他の必要な措置を講ずるよう愛媛県知事に勧告することを愛媛県監査委員に求める。

また、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。

2 監査委員の決定

却下

3 決定（却下）の理由

本件請求は、請求期限（財務会計上の行為があつた日又は終わつた日から1年）を経過していることから、地方自治法第242条第2項に規定する要件を欠いており、補正の余地も認められないでの、不適法な請求であると判断する。

なお、請求人が求めている個別外部監査契約に基づく監査は、地方自治法に基づく適法な請求であることが前提であるから、本請求について個別外部監査契約に基づく監査を行うことが相当か否かの判断は行わない。